

計 画 書

鹿児島都市計画地区計画の変更（鹿児島市決定）

都市計画与次郎ヶ浜地区地区計画を次のように変更する。

名 称	与次郎ヶ浜地区地区計画	
位 置	鹿児島市与次郎一丁目及び与次郎二丁目の各一部	
面 積	約 77.4 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、鴨池ニュータウン業務地区に隣接し、昭和47年度に完了した公有水面埋め立て事業によって造成された基盤整備済の地区である。</p> <p>当初より観光地区が指定され、娯楽レクリエーション施設が立地しているが、一部に未利用地が見られる。近年は、鴨池ニュータウン業務地区での業務集積の高まりに対応して、業務施設の立地動向が強まってきている。</p> <p>そこで、現在の集積や恵まれた位置特性を活かして、かごしま都市マスタープラン（市の都市計画に関する基本的な方針）で示されている広域交流・業務ゾーンとしての機能の充実を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>かごしま都市マスタープランによる位置付けを基本とし、地区の特性に応じた土地利用を実現するため、当地区を次の二つに細区分し、土地利用の適正な誘導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交流・娯楽地区 健全な娯楽レクリエーションを主体とした現行の土地利用を許容する地区 2 交流・業務地区 鴨池ニュータウン業務地区と連携し、県庁周辺に隣接した業務機能を中心とした土地利用を誘導する地区
	地区施設の整備の方針	<p>整備されている道路及び公園緑地の機能が損なわれないよう、その維持・保全を図る。</p> <p>なお、土地を有効活用するに際して必要のある場合は、道路や公園緑地を適正に整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>機能的な土地利用の推進と良好な都市景観を保全・育成するため、「建築物の用途の制限」、「壁面の位置の制限」及び「建築物の形態の制限」について地区整備計画を策定する。</p>
	その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>良好な環境を保つため、建築物等の敷地における道路に面する部分については、緑化を図るとともに、空地等の適正な維持・管理や降灰対策等に配慮する。</p>